

# ポイント

- ・リスクテイク制限する規制強化が明確に
- ・市場流動性低下や国債価格下落に配慮を
- ・日本の国債管理政策に影響与える可能性

翁 百合 日本総合研究所副理事長

2008年の米リーマン・ブラザーズ破綻に伴う金融危機が世界経済に深刻な影響を与えたことを契機として、金融規制の様々な改革が、国際的なレベルでも国レベルでも一段と進行、具体化している。米国ではいわゆる「ボルカー・ルール」が7月21日から適用され、自己勘定での証券売買やヘッジファンドへの出資などが禁止される。

本稿では、国際金融規制強化の様々な動きを整理、評価したうえで、今後規制強化が進むと金融機関行動を通じて

# 経済教室

日本の金融市場、経済にどのような影響を及ぼす可能性があるのかについて考えたい。

国際的な規制強化の第1は、銀行グループに対する自己資本比率規制など（いわゆる「バーゼル規制」）の強化である。世界金融危機の際に自己資本比率規制が十分機能しなかったという反省に立ち、自己資本の質と量の引き上げ、流動性規制の導入などにより健全性を高めようという動きである。新たな枠組みは10年に決定し、各国銀行グループの対応が本格化している。さらに最近では、①金利水準が変動した場合に発生しうる損失である銀行勘定の金利リスクに対しても、自己資本の上積みを求める各銀行グループ

# 国際金融規制 一層強化へ① 金融市場への影響注視を



ループに合った内部モデルでのリスク管理を引き続き期待したうえで、規制対象の自己資本の計測は比較可能性を重視した標準的手法を主軸とする③ノンプリンスリスク（国債保有にかかると信用リスク）の規

制上の取り扱いを見直すことなども検討されている。第2は、グローバルな金融システムの中で重要な金融機関（G-SIFIs）に対する破綻処理の枠組み整備の動きである。この背景には、①リーマン・ブラザーズのような大型証券会社を一般事業会社と同じ手法で破綻処理したため金融市場が大きく混乱した②公的資金を活用して大手金融機関を救済する弊害である「ツープラック・ツーフエイル（大きすぎてつぶせない）」

# 全体の整合性に懸念

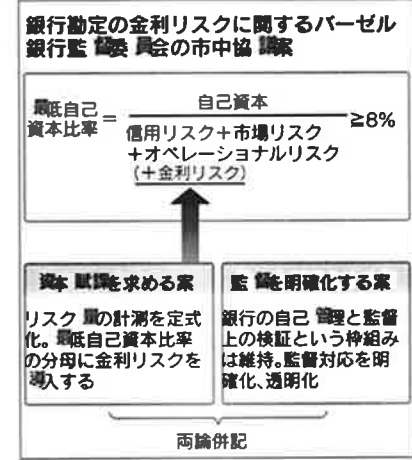
## 成長制約回避に配慮必要

問題から今度こそ決別すべきだ」という反省がある。11年には、世界の金融当局でつくる金融安定理事會（FSB）が、G-SIFIsも破綻処理できる環境整備が必要との方針を打ち出し、日本を含む各国で実効的な破綻処理制度が整えられてきた。さらに大手銀行グループには追加的な規制が導入される

見込みである。破綻処理時に預金者を保護するには、株主負担だけでは足りない恐れがある。そこで該当する銀行グループに対して、自己資本の充実だけでなく損失を吸収できる劣後性債券など負債を十分持ち、総損失吸収力（TLAC）を高めるよう求める。第3は、銀行の業務範囲規制の強化である。1980年代ごろから各国で銀行の業務範囲規制は徐々に緩和されてきたが、リーマン危機後、欧米の銀行の過度なリスクテイクに批判が集まった。銀行は本来の決済業務や預金を受け入れて貸し出す商業銀行モデルに回帰すべきだとの議論が強まり、銀行の業務範囲や組織構造の規制強化が国ごとに導入される方向にある。

欧州でも米国のボルカー・ルールと同様の趣旨の規制が導入される方向である。ドイツやフランスでは銀行から高リスクの業務を分離するループに備える自己資本上積みなど、バーゼル規制の強化のみならず、リスクテイクそのものも制限する規制強化が明確になっている。前者は、日本も参加する協定で国際的な規制が決定されるが、米国などではさらにそれを厳格化し、外銀にも域外適用しようとしている。後者は、欧米各国が独自に方向性を打ち出しており、ボルカー・ルールに閉じては邦銀を含む外銀も一定範囲で適用が義務付けられる。80年代以降の規制緩和の流れを修正する動きといえる。

第2に、個々の銀行のリスク管理インセンティブ（誘因）よりも、銀行間の比較可能性を重視するアプローチへの回帰の動きが一部にみられる。監督当局は従来、金融技術革新が進む下では各銀行の自主的なリスク管理手法を認めることが、実効的な監督に資すると考えていた。現在も監督当局は自主的リスク管理の



こうした一連の規制改革の動きには、日本の金融機関経営にも大きな影響を与える規制の潮流変化が読み取れる。第1に、銀行グループを中心に、リスクが顕在化した場

合に備える自己資本上積みなど、バーゼル規制の強化のみならず、リスクテイクそのものも制限する規制強化が明確になっている。前者は、日本も参加する協定で国際的な規制が決定されるが、米国などではさらにそれを厳格化し、外銀にも域外適用しようとしている。後者は、欧米各国が独自に方向性を打ち出しており、ボルカー・ルールに閉じては邦銀を含む外銀も一定範囲で適用が義務付けられる。80年代以降の規制緩和の流れを修正する動きといえる。

第2に、個々の銀行のリスク管理インセンティブ（誘因）よりも、銀行間の比較可能性を重視するアプローチへの回帰の動きが一部にみられる。監督当局は従来、金融技術革新が進む下では各銀行の自主的なリスク管理手法を認めることが、実効的な監督に資すると考えていた。現在も監督当局は自主的リスク管理の

許諾番号 30042636  
日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。  
日本経済新聞社は、記事内容により、特定の企業・団体や商品・サービスの購入・投資等を推奨するものではありません。

おきな・ゆり 慶応大学院  
修士課程修了、京大博士（経済学）。専門は金融論